

Ⅶ. 学生納付金

※英語版は、269ページからです。As for English version, see page 269.

大学院 博士課程（前期課程）

2026年度入学生の諸会費については変更される場合があります。確定した学生納付金は大学ウェブサイトで公表します。

【URL：https://www.doshisha.ac.jp/admissions_graduate/procedure/masters_programs/index.html】



（単位：円）

		第1年次 合計	入学手続時 納入必要額	学 費 （年 額）			諸会費
				入学金	授業料	教育充実費	学会費
神 学 研 究 科		834,000	517,000	200,000	515,000	117,000	2,000
文 学 研 究 科	英文学・英語学専攻	837,000	518,500	200,000	515,000	117,000	5,000
	哲学、文化史学、 美学芸術学専攻	836,000	518,000	200,000	515,000	117,000	4,000
	国 文 学 専 攻	838,000	519,000	200,000	515,000	117,000	※1 6,000
社 会 学 研 究 科		837,000	518,500	200,000	515,000	117,000	5,000
法 学 研 究 科		840,000	520,000	200,000	515,000	117,000	8,000
経 済 学 研 究 科		836,500	518,250	200,000	515,000	117,000	4,500
商 学 研 究 科		837,000	518,500	200,000	515,000	117,000	5,000
総合政策科学研究科		839,000	519,500	200,000	515,000	117,000	7,000
文化情報科学研究科		927,000	563,500	200,000	599,000	126,000	2,000
理 工 学 研 究 科		1,212,000	706,000	200,000	854,000	156,000	2,000
生命医科学研究科		1,212,000	706,000	200,000	854,000	156,000	2,000
スポーツ健康科学研究科		955,000	577,500	200,000	626,000	126,000	3,000
心 理 学 研 究 科		984,000	592,000	200,000	649,000	132,000	3,000
グローバル・スタディーズ研究科		837,000	518,500	200,000	515,000	117,000	5,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内出身者（本学卒業生・本学大学院修了生）の入学金は2分の1です。
特別学生から正規学生に身分変更を認められた場合の入学金については、既に納入された特別学生時の入学金相当額を差し引いた金額とします。
- (2) 授業料・教育充実費については、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
- (3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額と、春学期（または秋学期）学費および諸会費の2分の1です。
※1 文学研究科国文学専攻の学会費は、文化学会費（4,000円）と国文学会費（2,000円）を徴収します。
※学会について
各学会は、機関誌の発行等を通じ、本学の教育研究活動に寄与することを目的に設置されています。
- (4) 第2年次の学費は下表のとおり徴収します。

（単位：円）

	授業料	教育充実費
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、 グローバル・スタディーズ研究科	715,000	117,000
文化情報科学研究科	799,000	126,000
理工学、生命医科学研究科	1,054,000	156,000
スポーツ健康科学研究科	826,000	126,000
心理学研究科	849,000	132,000

注）諸会費として、学会費（第1年次と同額）を毎年徴収します。
また、法学研究科生および総合政策科学研究科生については、第2年次に卒業生団体会費を徴収します（ただし、法学研究科生の学内進学者であって、早期卒業者でないものは除きます）。

大学院 博士課程（後期課程）

2026年度入学生の諸会費については変更される場合があります。確定した学生納付金は大学ウェブサイトで公表します。

【URL：https://www.doshisha.ac.jp/admissions_graduate/procedure/doctoral_programs/index.html】



（単位：円）

		第1年次 合計	入学手続時 納入必要額	学 費 （年 額）			諸会費
				入学金	授業料	教育充実費	学会費
神 学 研 究 科		809,000	504,500	200,000	484,000	123,000	2,000
文 学 研 究 科	英文学・英語学専攻	812,000	506,000	200,000	484,000	123,000	5,000
	哲学、文化史学、 美学芸術学専攻	811,000	505,500	200,000	484,000	123,000	4,000
	国 文 学 専 攻	813,000	506,500	200,000	484,000	123,000	※1 6,000
社 会 学 研 究 科		812,000	506,000	200,000	484,000	123,000	5,000
法 学 研 究 科		815,000	507,500	200,000	484,000	123,000	8,000
経 済 学 研 究 科		811,500	505,750	200,000	484,000	123,000	4,500
商 学 研 究 科		812,000	506,000	200,000	484,000	123,000	5,000
総合政策科学研究科		814,000	507,000	200,000	484,000	123,000	7,000
文化情報学研究科		905,000	552,500	200,000	570,000	133,000	2,000
理 工 学 研 究 科		1,189,000	694,500	200,000	825,000	162,000	2,000
生命医科学研究科		1,189,000	694,500	200,000	825,000	162,000	2,000
スポーツ健康科学研究科		931,000	565,500	200,000	595,000	133,000	3,000
心 理 学 研 究 科		954,000	577,000	200,000	613,000	138,000	3,000
グローバル・スタディーズ研究科		812,000	506,000	200,000	484,000	123,000	5,000

(1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内出身者（本学大学院修了生）の入学金については不要です。

特別学生から正規学生に身分変更を認められた場合の入学金については、既に納入された入学金を差し引いた金額とします。

(2) 授業料・教育充実費については、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。

(3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額と、春学期（または秋学期）学費および諸会費の2分の1です。

※1 文学研究科国文学専攻の学会費は、文化学会費（4,000円）と国文学会費（2,000円）を徴収します。

*学会について

各学会は、機関誌の発行等を通じ、本学の教育研究活動に寄与することを目的に設置されています。

(4) 第2・3年次の学費は、毎年度下表のとおり徴収します。

（単位：円）

		授業料	教育充実費
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、 グローバル・スタディーズ研究科	第2・3年次	684,000	123,000
文化情報学研究科	第2・3年次	770,000	133,000
理工学、生命医科学研究科	第2・3年次	1,025,000	162,000
スポーツ健康科学研究科	第2・3年次	795,000	133,000
心理学研究科	第2・3年次	813,000	138,000

注）諸会費として、学会費（第1年次と同額）を毎年徴収します。

また、法学研究科生および総合政策科学研究科生については、第3年次に卒業生団体会費を徴収します（ただし、学内進学者は除きます）。

大学院 一貫制博士課程

2026年度入学生の学生納付金については以下のとおりです。



(単位：円)

	第1年次 合計	入学手続時 納入必要額	学 費 (年 額)		
			入学金	授業料	教育充実費
脳科学研究科	1,210,000	705,000	200,000	854,000	156,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内出身者（本学卒業生・本学大学院修了生）の入学金は2分の1です。
- (2) 授業料・教育充実費については、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
- (3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額および春学期学費です。
- (4) 第2年次以降の学費は下表のとおり徴収します。

(単位：円)

		授業料	教育充実費
脳科学研究科	第2年次	1,054,000	156,000
	第3年次	825,000	162,000
	第4年次	1,025,000	162,000
	第5年次	1,025,000	162,000

大学院 一貫制博士課程（第3年次転入学）

2026年度入学生の学生納付金については以下のとおりです。

(単位：円)

	入学初年度 合計	入学手続時 納入必要額	学 費 (年 額)		
			入学金	授業料	教育充実費
脳科学研究科	1,187,000	693,500	200,000	825,000	162,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内出身者（本学卒業生・本学大学院修了生）の入学金は2分の1です。
- (2) 授業料・教育充実費については、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
- (3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額および春学期学費です。
- (4) 第4年次以降の学費は、毎年度下表のとおり徴収します。

(単位：円)

		授業料	教育充実費
脳科学研究科	第4・5年次	1,025,000	162,000

大学院 専門職学位課程

2026年度入学生の諸会費については金額を変更する場合があります。確定した学生納付金は大学ウェブサイトでご覧いただけます。

【URL：https://www.doshisha.ac.jp/admissions_graduate/procedure/pgs/index.html】



・司法研究科

(単位：円)

	入学手続時 納入必要額	入学金	授業料	教育充実費
			※単位授業料 (1単位につき)	
司法研究科	278,500	200,000	37,000	157,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内進学者（本学卒業生・本学大学院修了生）の入学金については2分の1です。
- (2) 入学手続時納入必要額とは、入学金と春学期教育充実費です。
初年度春学期の単位授業料については、入学後、科目登録を終えてから徴収します。
- (3) 教育充実費については、2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
※単位授業料については、各学期における登録単位数に応じて徴収します。
- (4) 所定の修業年限を超えて在籍した場合の学費は、教育充実費および登録単位数に応じた単位授業料とします。
- (5) 司法研究科は諸会費として卒業生団体（寒梅会）の会費を、法学既修生は入学して2年目、法学未修生は入学して3年目に、徴収します。

・ビジネス研究科

(単位：円)

	第1年次 合計	入学手続時 納入必要額	学 費 (年 額)		
			入学金	授業料	教育充実費
ビジネス研究科	1,489,000	844,500	200,000	1,062,000	227,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。学内出身者（本学卒業生・本学大学院修了生）の入学金は2分の1です。
- (2) 授業料・教育充実費については、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
- (3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額および春学期学費です。
- (4) 第2年次の学費は下表のとおり徴収します。

(単位：円)

	授業料	教育充実費
ビジネス研究科	1,262,000	227,000

注) 第2年次に卒業生団体であるDBSネットワークの会費25,000円（終身会費）を徴収します。
詳細につきましては、DBSネットワークに直接お問い合わせください。
お問い合わせ先 E-mail：info@db-network.com

特別学生

2026年度入学生の学生納付金については以下のとおりです。

特別学生として教育を受ける場合は、年間を通じて1週につき10時間以上の履修が必要です。



(単位：円)

	第1年次 合計	入学手続時 納入必要額	入学金	研修料 (年額)	研修料 (年度内の在学期間 が7ヶ月以内の場合)	研修料 (20単位超過、 1単位につき)
神学、文学、社会学、法学、 経済学、商学、総合政策科学、 グローバル・スタディーズ研究科	530,000	290,000	50,000	480,000	240,000	24,000
文化情報学、 スポーツ健康科学研究科	570,000	310,000	50,000	520,000	260,000	26,000
理工学、生命医科学、 脳科学研究科	710,000	380,000	50,000	660,000	330,000	33,000
心理学研究科	590,000	320,000	50,000	540,000	270,000	27,000

- (1) 入学金は初年度のみ徴収します。
- (2) 研修料は、各々2分の1が春学期学費および秋学期学費です。
- (3) 入学手続時納入必要額とは、入学金全額と、研修料の2分の1です。
- (4) 年度内に20単位（年度内の在学期間が7ヶ月以内の場合は10単位）を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき、入学金および研修料のほかに、履修料相当額を研修料として徴収します。